

# 介護職員等処遇改善加算等に対する対応

職員各位

社会福祉法人湯寿会

令和6年度の介護報酬改定によって、3つの処遇改善加算は介護職員等処遇改善加算へ統合されることとなりました。このことから支給方法などについて、下記のとおり変更します。

## 記

### 1 支給方法について

介護職員処遇改善加算制定から、令和6年度までに増えた以下の費用として支給しています。

- (1) 昇給分（介護職員とその他の職員）
- (2) 賞与（昇給分）と一時金
- (3) 特殊業務手当の増額分
- (4) 夜勤手当の増額分
- (5) 休日勤務手当
- (6) 処遇改善手当

### 2 処遇改善等手当の支給について

介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算の各手当は令和6年5月を以って廃止します【6月支給の精算金（一時金）も廃止となります】。その代わりに新たな手当として処遇改善手当を支給します。

	令和5年度 特定+ベースアップ	令和6年度 処遇改善
介護職（介護福祉士資格保持者）	20,000 円/月	28,000 円/月
介護職（A以外の職員）	16,600 円/月	23,000 円/月
その他職員	10,800 円/月	14,000 円/月
パートタイム労働者		10 円/時

※各サービスの運営状況（事業規模）等によって加算収入等は増減しますので、手当は増減する場合があります。

### 3 令和6年度加算支給対象期間

令和6年6月～令和7年5月

### 4 その他

各種介護職員等処遇改善加算総額と支給額等に不足が生じた場合は不足額を調整分として支給する。